

平成17年第6回佐渡市議会定例会会議録（第8号）

平成17年12月16日（金曜日）

議事日程（第8号）

平成17年12月16日（金）午前10時00分開議

第1 議案第292号から議案第301号まで

第2 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第288号、議案第292号から議案第301号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君
39番	葛西博之君	40番	猪股文彦君
41番	川上龍一君	42番	本間千佳子君
43番	大場慶親君	44番	金子克己君
45番	本間武雄君	46番	根岸勇雄君

47番	牧	野	秀	夫	君	48番	近	藤	和	義	君
49番	熊	谷		実	君	50番	本	間	勇	作	君
51番	祝		優	雄	君	52番	兵	庫		稔	君
53番	梅	澤	雅	廣	君	54番	竹	内	道	廣	君
55番	渡	部	幹	雄	君	56番	大	澤	祐治	郎	君
57番	肥	田	利	夫	君	58番	加	賀	博	昭	君
59番	岩	野	一	則	君	60番	浜	口	鶴	藏	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏一郎	君	助役	大	竹	幸	一	君
助役	親	松	東一	君	総務課長	大	藤	英	夫	君
財政課長	浅	井	賀康	君	市民課長	青	木	典	茂	君
企画情報課長	中	川	義弘	君	社会福祉課	熊	谷	英	男	君
環境保健課	大	川	剛史	君	医療課長	木	村	和	彦	君
農林水産課長	本	間	俊一郎	君	観光商工課	市	川		求	君
建設課長	佐	藤	一富	君	水道課長	田	畑	孝	雄	君
会計課長	粕	谷	達男	君	選管・監査事務局次長	藤	井	雄	一	君
農業委員会会長	永	井	忠昭	君	農業委員会事務局次長	渡	辺	兵三郎		君
教育長	石	瀬	佳弘	君	教育委員長	豊	原	久	夫	君
教育委員会教育長	鹿	野	一雄	君	教育委員会学習課	坂	本	孝	明	君
選挙管理委員会	林		千隆	君	消防長	加	藤	侑	作	君
両津支所長	末	武	正義	君	相川支所長	大	平	三	夫	君
佐和田支所長	清	水	紀治	君	新穂支所長	斎	藤		正	君
畑野支所長	荒		芳信	君	真野支所長	山	本	真	澄	君
小木支所長	斉	藤		博	羽茂支所長	古	田	英	明	君
赤泊支所長	渡	辺	邦生	君						

事務局職員出席者

事務局長	佐々木	均	君	事務局次長	山	田	富巳夫	君
------	-----	---	---	-------	---	---	-----	---

議事係長 中 川 雅 史 君 議 事 係 松 塚 洋 樹 君

午前１０時００分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員５７名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第１ 議案第２９２号から議案第３０１号まで

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第１、議案第２９２号から議案第３０１号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。議長からお許しを得まして、議案第２９２号から議案第３０１号まで一括してご提案申し上げます。

議案第２９２号 佐渡市畑野財産区議会設置条例の制定について、議案第２９３号 佐渡市栗野江財産区議会設置条例の制定について、議案第２９４号 佐渡市目黒町財産区議会設置条例の制定について、議案第２９５号 佐渡市寺田財産区議会設置条例の制定について、議案第２９６号 佐渡市坊ヶ浦財産区総会設置条例の制定について、議案第２９７号 佐渡市河内財産区総会設置条例の制定について、議案第２９８号 佐渡市畠田財産区総会設置条例の制定について、議案第２９９号 佐渡市猿八財産区総会設置条例の制定について、議案第３００号 佐渡市長谷財産区総会設置条例の制定について。以上９議案につきましては、地方自治法第２９５条の規定に基づき県知事が市議会の議決を経て財産区議会または総会の設置条例を制定するものでありますので、新潟県知事にかわり提案理由を説明申し上げます。この９議案は、平成１６年３月１日の市町村合併により佐渡市が設置されたことに伴い、畑野町畑野財産区議会ほか８財産区議会または総会を廃し、新たに佐渡市畑野財産区議会ほか８財産区議会または総会を設置するため、新潟県知事に設置条例の制定を申請したところ適当と認められ、条例の提案を受けたものであります。なお、暫定施行しておりました畑野町畑野財産区議会ほか８財産区議会または総会の設置条例の廃止につきましては、１２月５日から１２月１２日に開催されましたそれぞれの財産区議会または総会において施行日を平成１７年１２月１６日として議決済みであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第３０１号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県営圃場整備事業新穂村西部地区換地計画に基づく換地処分で畑野地区の栗野江財産区所有の土地であるため池を不換地としたことにより清算金が発生することとなったため、佐渡市栗野江財産区特別会計を設置すること及び今後の財産区の円滑な運営とその経理の適正化を図るために、岩石販売等の財産収入が見込まれる佐渡市畑野区財産区特別会計ほか７財産区特別会計の設置に必要な条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い質疑に入ります。

議案第２９２号 佐渡市畑野財産区議会設置条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第２９２号についての質疑を終結いたします。

議案第293号 佐渡市栗野江財産区議会設置条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 財産区というものについての執行機関の権限に属する部分が新潟県知事に属しているということからこういうことになったのだと思うのですが、これって何でここへ来てこれが出てきたのですか。先ほどの市長の提案理由の説明の中には、それぞれの財産区が処理すべきことは終わっておるという意味の説明ありました。今何で本日16日をもってこの議案が出てきたのか、その背景について説明を願いたいと、こういうことです。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今回各財産区の設置についての条例の提案でございますが、従前この条例につきましては暫定施行という形で合併以降進んでまいりました。今回佐渡市の財産区の設置条例をお願いしておりますものでありますが、このことにつきましては暫定条例という形で進んできたわけでありまして、早期に本条例に切りかえるようにという県からの指導等もございまして切りかえるものであります。

その一つの理由といたしまして、財産区には財産区議会の構成員がおるわけでありまして、議員がおるわけでありまして、その議員の身分等について失職することのないように継続してその任に当たっていただくというところから今回従前の条例を廃止して、そして本条例をきょうの日に合わせて施行するというものでありまして、県との協議の中できょうお願いするものであります。そういうことで、月日につきましては県との協議ということでご理解を賜りたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 今回暫定でなくならせて本来の姿に戻すと、こういうことなのですが、それではお聞きいたしますが、第3条の区議会の議員の任期は4年とし、一般選挙の日から起算すると、こうなっておるのだが、そもそもではこれも統一した日時をもって行うということになるのだらうと思うのだが、そうだとすると現在の区議会議員の任期はどうなっておるのか。

それから、この区議会議員は公職選挙法の適用を受けて実施されるということになっておると思うのですが、その辺の告示行為、その他の手続についてはどのようになるのか、お尋ねします。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

議員の任期については継続をするということでありまして、そのことについての関係につきましては附則の2項で引き続き佐渡市のそれぞれの財産区、畑野財産区の場合につきましては畑野財産区の議員として在任するということでありますので、この規定を適用して任期の中で活動していただくということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうすると、附則へいきますと、この条例の施行の際、現に従前の〇〇区議会議員の議員である者は引き続き佐渡市の何々区議員として存在すると。この場合において、引き続き議員として在任する者の任期は、第3条の規定にかかわらず従前の議員の任期の残任期間とすると、こうなってい

るのです。そうすると、一体これは残任期間というのは統一されていつまでなのか、つまりどれだけあるのかということが1点。

それから、これ全部見ておりませんが、恐らく同じなのだろうと思いますが、そうするとすべての議員はどういうふうになっておるのか。そして、次期選挙というのはいつになるのか、この点についてお尋ねします。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

それぞれの財産区の議会の任期はそれぞれ違うわけですが、今回畑野の財産区を例にとりますならば、任期満了は19年の12月の8日であります。それまで従前の議会議員については任期があるということでありまして、その後につきましては公職選挙法の規定に従いまして選挙を執行するという形になるかと思えます。任期はそれぞれの財産区によりまして変わっております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第293号についての質疑を終結いたします。

議案第294号 佐渡市目黒町財産区議会設置条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第294号についての質疑を終結いたします。

議案第295号 佐渡市寺田財産区議会設置条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第295号についての質疑を終結いたします。

議案第296号 佐渡市坊ヶ浦財産区総会設置条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第296号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第297号 佐渡市河内財産区総会設置条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第297号についての質疑を終結いたします。

議案第298号 佐渡市畠田財産区総会設置条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第298号についての質疑を終結いたします。

議案第299号 佐渡市猿八財産区総会設置条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第299号についての質疑を終結いたします。

議案第300号 佐渡市長谷財産区総会設置条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第300号についての質疑を終結いたします。

議案第301号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） ここで聞いておきたいのですが、同僚議員から先ほどありましたけれども、こんなのあるということはだれもこの議場にいる畑野の人以外は知らないと思うのです。こういう隠れ財産区というのがまだあって、こういう特別会計を今後とも組んでいかなければならないのかどうか。旧両津市民なんかこんなものがあるというの全く知らない。これトータルすると何百万てまたかかるのではないかと、むだなお金がと思うのですが、これは今後どんなふうになるのか質疑で聞く話ではないかもわかりませんが、繰り返しますが、1点、こういう隠れ財産区、だれも知らない、きょうまで私も知らなかったのですが、こんなのがあるのかどうなのか。そしてまた、特別会計をつくらなければならないのかどうなのか、それからこういうふうにしてむだなお金と思われるようなものが今後とも出ていくのかどうなのか、この2点ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

旧畑野町の財産区としては、全部で14の財産区があります。その中で松ヶ崎財産区と新畑野財産区につきましては管理会という形で動いておりますので、このことにつきましては平成16年3月1日の新市の施行に合わせまして条例の施行をさせていただいております。今回も九つの財産区について、総会方式、議会方式でとっておる関係上、県知事の方から提案をさせていただいたものであります。他の三つの財産区があるわけでありましたが、大久保財産区と小倉財産区、三宮財産区という三つの財産区については、総会方式、議会方式、管理会方式いずれでもない方式をとっておりますので、今回の議案の中には載ってきませんが、旧畑野町の中には14の財産区あります。このほかに佐渡市といたしましては、真野町に一つ、旧佐和田町に二つという財産区があります。これらにつきましては、これまでの話し合いの経過の中では、いずれ将来的な方向としては財産区につきましては地元説明等をしていく中で協議が調いましたならば財産区については解消していこうという方向で今地元説明等を行っているところであります。そういう状況です。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 余りにもいっぱいあり過ぎてちょっとわからないのですが、きょう渡された資料以外にまだ三つあるというのですか。その責めは佐渡市には、ここに載っていないから佐渡市にとっては責

めは、関係ないという理解でよろしいのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

三つの財産区についてはそういう方式ではないということでもありますので、財産区は存在するとしてもこの市議会の方には提案をさせて……

〔「佐渡市にとっては責任がないのか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（齋藤英夫君） 財産区としてある関係上、そのことについては責めがないということにはならぬかと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） そうすればこれ全部公表しなければだめではないですか。責任があるとすれば、これ条例改正だけではなくて、全島に財産区というのは幾らあってどうなのか、この一覧表を後で出してください。畑野だけではなくて、全島にどれだけの財産区があって議会を設立しなければならぬのがどのぐらいあって、そしてあとは議会は要らないけれども、責任は佐渡市にあるという財産区の一覧表を出さなければだめではないですか。出してください、後でいいですから。議長においてお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 資料をお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第301号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第292号から議案第301号までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の委員会に付託します。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第288号、議案第292号から議案第301号まで

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第288号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

本案は、平成18年1月1日から栃尾市、与板町、寺泊町及び和島村が廃され長岡市へ編入されること並びに同日から五泉市及び村松町が廃されその区域をもって五泉市を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、それぞれ新潟県市町村総合事務組合を組織している地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第292号 佐渡市畑野財産区議会設置条例の制定について、議案第293号 佐渡市栗野江財産区議会設置条例の制定について、議案第294号 佐渡市目黒町財産区議会設置条例の制定について、議案第295号 佐渡市寺田財産区議会設置条例の制定について、議案第296号 佐渡市坊ヶ浦財産区総会設置条例の制定について、議案第297号 佐渡市河内財産区総会設置条例の制定について、議案第298号 佐渡市畠田財産区総会設置条例の制定について、議案第299号 佐渡市猿八財産区総会設置条例の制定について、議案第300号 佐渡市長谷財産区総会設置条例の制定について。以上9議案については、地方自治法第295条の規定に基づき、新潟県知事が佐渡市議会の議決を経て財産区議会または総会の設置条例を制定するものであります。この9議案は、平成16年3月1日の市町村合併により佐渡市が設置されたことに伴い、畑野町畑野財産区議会ほか8財産区議会または総会を廃止し、新たに佐渡市畑野財産区議会ほか8財産区議会または総会を設置するための条例の提案を受けたものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第301号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県営圃場整備事業新穂村西部地区換地計画に基づく換地処分で畑野地区の栗野江財産区所有の土地であるため池を不換地としたことにより清算金が発生することとなった佐渡市栗野江財産区に特別会計を設置するほか、今後何がしかの財産収入が見込まれる各財産区においても、その円滑な運営と経理の適正化を図るために佐渡市畑野財産区特別会計ほか7財産区特別会計を設置するため、佐渡市特別会計条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案添付資料訂正の件

○議長（浜口鶴蔵君）　ここで、総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。

齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君）　それでは、お願いしたいことがございます。

本日手元に配付されております決算書添付書類の訂正についてお願いをしたいものであります。今回決算書の添付資料の中で誤りがありました。申しわけありませんでした。その内容について申し上げます。本来取得価格30万円以上の備品につきましては、その増加、減少の状況について決算書の中の財産に関する調書へ計上することになっておりますが、このたび平成16年度中に取得した4点について計上漏れが見つかりましたので、別紙正誤表のとおり訂正をお願いするものであります。今後このようなことのないように、私ども十分注意してまいりたいと考えております。具体的には、私ども各担当課における任務分担の明確化や各段階におけるチェックを強化することによりまして今後このようなことのないように留意してまいりつものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君）　以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時33分　散会